

株 主 各 位

第22回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための
体制の整備に関する基本方針

業務の適正を確保するための
体制の運用状況の概要

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

(2017年10月1日から2018年9月30日まで)

株式会社オープンハウス

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://openhouse-group.com/>）に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する当社の基本方針は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

当社は、取締役会の定めた「コーポレート・ガバナンス基本方針」をコーポレート・ガバナンスに関する最高規範と位置付けた上、同基本方針に基づき、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための施策に取り組めます。

① 取締役会及び取締役

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行の監督を行います。また、「社員行動規準」を当社グループ全社に周知徹底し、統制環境の構築に努めます。取締役は、コンプライアンスが経営の根幹をなすことを深く理解し、コンプライアンス体制の確立に向けた継続的な取組みを実施します。また、社外取締役は、取締役の職務執行の適否を、客観的かつ独立した立場から批判的に検討するものとします。

② 執行役員

執行役員は、取締役会の意思決定を具体的に執行する存在として、「執行役員規程」その他の関連諸規程に則り、当社の業務を執行します。

③ 監査役会及び監査役

監査役会及び監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査部門及び外部会計監査人と連携して、「監査役会規程」「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施します。

(2) コンプライアンス

取締役会は、コンプライアンスに関する取組みの決定及びその進捗状況を管理し、「コンプライアンス規程」を遵守するとともに、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施、コンプライアンス違反等に関する通報の専用ホットラインの整備等コンプライアンス体制の充実に努めます。また、同制度の実施に当たり、通報者に不利益が及ぶことがないよう、その保護を徹底します。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制整備

当社は、「経理規程」その他の社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図ります。

(4) 内部監査

内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款、社内規程等の遵守状況や、取締役の職務執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的な監査を実施し、コンプライアンス体制の継続的な改善に取り組みます。また、その結果は、取締役会に報告することとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存・管理

管理本部長は、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定書類のほか職務遂行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含みます。以下同じ）を関連資料とともに適切に保存し、管理します。また、「個人情報保護規程」「情報システム基本規程」その他の社内規程に従った適切な運用を実施することにより、情報の流出・漏洩や不正取得を防止します。

(2) 情報の閲覧

当社は、取締役及び監査役がいつでも前項の情報を閲覧することができる状態を維持します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、かつ、市場リスク、信用リスク、投資リスク、ＣＳＲ・コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスクその他の様々なリスクに適切に対処するため、各種社内規程の制定及び運用や、顕在及び潜在リスクの報告・監視体制の整備など、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備するとともに、全社のリスクを統括的かつ個別的に管理します。

また、当社は、当社及び重要な子会社を対象とした「ＢＣＰ基本方針」（業務継続計画に関するグループガイドライン）を策定し、リスクが現実化した場合における情報伝達ルールや対処方法を明確にします。大規模災害をはじめとする正常な業務運営を継続し難い事象が生じた場合においては、同基本方針に基づき、必要かつ適切な初動対応を実施すべく、ＢＣＰ対策本部を設置します。

当社及び子会社のリスク管理の状況については、当社の内部監査部門が定期的に監査を行い、その結果を取締役会に報告することとします。

4. 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 意思決定と業務執行の分離

当社及び重要な子会社は、適正かつ効率的な職務の執行を確保するために、執行役員制度を導入して意思決定機能及び監督機能と業務執行機能の分化を図ります。

また、当社は、グループ全体の業務分掌、指揮命令系統、意思決定機関等を明確にすべく、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程を整備して当社及び重要な子会社に適用するとともに、定期的に点検を実施します。これにより、各役職者の職務権限及び責任の明確化を図り、以て取締役の職務遂行の適正化及び効率化を促進します。

(2) 業務管理及び会計管理に係るシステム

当社は、当社及び子会社の事業活動が密接に関連するものであることから、グループ全体に亘って事業の進捗状況を一体的に把握・管理するための業務管理システムを導入し、以て取締役の職務執行を効率化します。また、グループ共通の会計管理システムを導入することにより、グループ会社における財務状況の把握及び会計業務の効率化を図ります。

(3) 間接部門の集約

当社グループは、総務、人事、財務経理、法務、情報システム、ＩＲ、監査等の間接部門につき、その大部分を親会社である当社に集約します。これにより、当社への情報の一元化を実現し、また、グループ全体における資金調達を効率化するとともに、グループ会社間における事業方針の齟齬・乖離を防止します。

5. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助する専任の使用人の設置

監査役が必要であると認めた場合には、「監査役監査基準」に基づき、監査役の職務を補助する専任の使用人（以下「補助使用人」といいます。）を設置するものとします。

(2) 補助使用人に対する指揮命令権限及び人事権

補助使用人に対する指揮命令権限は監査役会に専属するものとし、取締役及び他の使用人は、補助使用人に対し指揮命令権限を有しないものとします。また、補助使用人の人事考課は、監査役会で定めた監査役が行うものとし、補助使用人に対する人事異動処分及び懲戒処分については、事前に監査役会の同意を必要とします。

6. 監査役への報告に関する体制等

- (1) 取締役その他の役職者は、定期的に、自己の職務執行状況を監査役に報告します。
- (2) 取締役は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、次に掲げる事項をその都度報告します。
 - ① 財務及び事業に重大な影響を及ぼす決定等の内容
 - ② 業績及び業績の見通しの発表の内容
 - ③ 内部監査の内容と結果及び指摘事項の対策
 - ④ 行政処分の内容
 - ⑤ その他監査役が求める事項
- (3) 使用人による報告
使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、重大な法令又は定款違反事実がある場合には、直接報告することができるものとします。
- (4) 当社は、報告を行ったことを理由とする報告者への不利益な取扱いを禁止するとともに、報告者の職場環境が悪化しないよう適切な処置を講じます。
- (5) 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者についても、上記(1)から(4)に準じて当社の監査役に報告を行うことができるものとします。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役は、「監査役監査基準」に基づき、当社から監査費用の前払及び償還を受けることができます。また、監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合や、職務の執行のために研鑽・研修等を受ける場合には、その費用を当社に対して請求することができるものとします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 内部監査部門と監査役の連携
監査役は、内部監査部門との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘事項について協議し、かつ情報交換や認識共有を行うなど、密接な連携を図ります。
- (2) 外部専門家の起用
監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができるものとします。

(3) 社外取締役との協働

監査役は、監査役及び社外取締役から構成される任意の委員会である指名等諮問委員会に出席します。同会を通じて、コーポレート・ガバナンスに関する情報交換及び認識共有を図るとともに、役員及び重要な使用人の人事の適否を審議し、その結果を取締役会に報告します。

9. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」「コンプライアンス規程」などに基づき、以下のとおり当社の子会社及び関連会社（以下「関係会社」といいます。）に対する管理を行います。

(1) 関係会社管理規程

新規事業計画、予算統制、資本政策、決算その他「関係会社管理規程」に定める重要な経営事項については、当社の管理本部長に対する事前及び事後の報告を要することとします。さらに、一定の重要事項については、当社の取締役会による指示又は監督の下でこれを実行することとします。

また、重要な関係会社については、取締役及び監査役を当社から派遣することにより、その業務遂行状況を監督・監査します。

(2) コンプライアンス規程

当社グループにおけるコンプライアンスに関する基本方針の決定は取締役会が行うこととします。また、当社社長は、コンプライアンスに関する取組みの統括責任者として、全社的なコンプライアンス体制を推進します。

当社グループを構成する国内企業全てにおいて内部通報制度を導入し、社内外の内部通報窓口及び取引先通報窓口を常設します。

(3) その他の社内規程

当社は、情報システム関係諸規程や、「個人情報保護規程」「文書管理規程」「印章管理規程」、インサイダー取引防止関係規程、反社会的勢力排除関係規程などをグループ単位で適用し、当社による直接的な管理・監督を及ぼします。

(4) 内部監査

当社の内部監査部門は、原則として毎期に、重要な関係会社の業務遂行状況の適否を監査するとともに、当該関係会社に対する当社の管理体制の是非について検証を行います。

10. 反社会的勢力等の排除体制の整備等

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に努め、事業活動のみならず社会の健全な発展に寄与することが企業市民としての社会的責任であるという理念の下、理由の如何を問わず反社会的勢力との関係を遮断するための体制を維持します。

「社員行動規準」「反社会的勢力介入防止規程」などに反社会的勢力への対応方針を記載することにより、反社会的勢力との関係遮断に向けて企業に求められる姿勢を示達し、意識の高揚を図ります。

さらに、危機管理の観点から、「反社会的勢力対応ガイドライン」を制定し、やむなく反社会的勢力と対峙せざるを得ない状況が発生した場合において毅然とした対応を取ることを徹底します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「内部統制基本方針」に基づき、社内ルールや諸規程の整備・精緻化に随時取り組むことにより、取締役の職務執行の適正の確保に努めています。

当事業年度において、取締役会は、法令等に従い、経営に関する重要な事項の決定及び業務執行の監督を行うとともに、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを定期的に行っています。当事業年度においては、取締役会を16回開催し、事業戦略、資本政策、資金調達、社内規程整備をはじめとする多岐に亘る事項について、活発な議論を行いました。その際には、取締役の職務執行の適正性を確保する観点から、1回の臨時取締役会を除いて、独立社外取締役及び社外監査役を含む全ての取締役及び監査役が出席しました。

2. コンプライアンス及び損失の危険の管理に関する体制

取締役会は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス教育・研修を計画し、四半期ごとにコンプライアンス研修を実施しました。また、当社グループ全体及び取引先を対象とする通報のための専用ホットライン（社内外）を設置するとともに、コンプライアンス責任者がその運用状況を取締役会に適宜報告しています。

監査役及び内部監査部門は、当社グループ全体におけるリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告しています。

3. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会への出席や、内部監査部門・会計監査人等との連携等を通じて、「監査役会規程」「監査役監査基準」に従い、取締役の職務執行、社内諸規程に対する準拠性、会計監査人の報告内容の相当性などを監査し、以て内部統制の整備及び運用の状況等につき実効的な監査を果たしています。

当事業年度においては、監査役会を13回、指名等諮問委員会を12回開催し、コーポレート・ガバナンスや内部統制についての議論や意見交換を重点的に実施しました。

4. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社から派遣された重要な関係会社の取締役及び監査役が、当該関係会社の重要な会議への出席や情報の閲覧等を通じて、その業務遂行状況を随時把握しています。また、当社管理本部長は、「関係会社管理規程」に基づき、重要な関係会社における重要事項についてその調査を行った上、当該関係会社の業績及び現況を定期的に当社取締役会に報告しています。

また、当社グループでは、当社グループ全体に適用される「社員行動規準」を定めた上、当社取締役会の指揮の下、当社取締役会の意思決定を子会社に的確に浸透させています。

さらに、当社の内部監査部門は、グループ全体の内部統制を把握した上で、内部監査を実施しています。

5. 反社会的勢力の排除体制

当社グループでは、反社会的勢力との取引を未然に防止するため、当社法務部を統括部署に位置付けた上、「反社会的勢力介入防止規程」「反社会的勢力対応ガイドライン」等に基づき、新規取引先の事前審査を徹底するとともに、既存取引先についても適宜の確認を継続的に実施しています。反社会的勢力の可能性が疑われる場合については、調査会社等と連携して詳細な調査を行い、又は入念な社内検討を実施することとしています。

当事業年度においても引き続き、反社会的勢力排除のためのシステムの統制の改善に持続的に取り組み、反社会的勢力排除のための効果的かつ効率的な仕組みの強化に尽力しました。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	10社
主要な連結子会社の名称	(株)オープンハウス・ディベロップメント (株)アイビーネット 旺佳建築設計諮詢（上海）有限公司 Open House Realty & Investments, Inc. (株)OHリアルエステート・マネジメント (株)オープンハウス・アーキテクト Open House Texas Realty & Investments LLC Open House Texas Property Management LLC Open House Ohio Realty & Investments LLC (株)ホーク・ワン Open House Texas Property Management LLC Open House Ohio Realty & Investments LLC は、重要性が増したため、新たに連結の範囲に含めております。 Open House Realty & Investments, LLC.は、清算結了に伴い、連結の範囲から除外しております。 (株)ホーク・ワンの株式を取得したことにより、同社を連結の範囲に含めております。
連結の範囲の変更	

② 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称	IMA FUND 1, LLC. ARKアセットマネジメント(株) 他7社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社	持分法適用の非連結子会社はありません。
② 持分法を適用していない非連結子会社	
主要な非連結子会社の名称	IMA FUND 1, LLC. ARKアセットマネジメント(株) 他7社
持分法を適用しない理由	持分法を適用していない非連結子会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、

かつ全体として重要性がないため持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、旺佳建築設計諮詢（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たって、当該連結子会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び

仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ハ. デリバティブ

時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～47年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・

リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修費用実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法にて償却しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. ヘッジ会計

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ロ. のれんの償却及び償却方法

10年間で均等償却を行っております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社の連結子会社1社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、原則法を採用しております。また、当社の連結子会社1社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

二. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、発生連結会計年度の期間費用として処理しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	75百万円
販売用不動産	30,868百万円
仕掛販売用不動産	123,550百万円
営業貸付金	3,519百万円
建物及び構築物	372百万円
土地	866百万円
計	159,253百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	76,822百万円
一年内返済予定の長期借入金	16,612百万円
長期借入金	45,061百万円
計	138,497百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,834百万円

(3) 財務制限条項

当社は金融機関とシンジケートローン及びタームローン契約を締結しており、本契約には連結貸借対照表及び連結損益計算書等より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

3. 連結損益計算書に関する注記

消費税等差額

東京国税局の税務調査により、過年度の消費税等納付額について追加納付を行う見込みが高くなったため、当該見込額を計上したものであります。

なお、当事業年度の消費税等についてもその一部に見解の相違があるものの、東京国税局の見解に基づいた計算を実施しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

57,512,500株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2017年12月20日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	1,952	35	2017年9月30日	2017年12月21日
2018年5月15日 取 締 役 会	普 通 株 式	2,568	46	2018年3月31日	2018年6月12日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2018年12月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を以下のとおり提案しております。

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2018年12月19日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	2,874	52	2018年9月30日	2018年12月20日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式

536,800株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に不動産販売事業を行うために必要な資金を金融機関等からの借入や社債発行により調達しております。また、一時的な余資については安全性の高い金融商品で運用しております。

連結子会社の金融事業に係る営業貸付金の資金調達については、主として金融機関等からの借入や他社からの保証金の受取により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業貸付金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとの期日管理、残高管理及び他社より保証金の差入を受けることによりリスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、営業未払金、短期借入金及び未払法人税等は、全てが1年以内の支払期日であります。

預り保証金、社債及び長期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、定期的に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	119,053	119,053	－
(2)営業貸付金	14,244		
貸倒引当金(※1)	△172		
	14,072	14,067	△5
(3)投資有価証券	22	22	－
資産計	133,149	133,144	△5
(1)支払手形	4,557	4,557	－
(2)営業未払金	14,803	14,803	－
(3)短期借入金	111,583	111,583	－
(4)未払法人税等	9,713	9,713	－
(5)預り保証金	1,280	1,257	△23
(6)社債(※2)	1,993	2,017	24
(7)長期借入金(※3)	114,376	114,095	△280
負債計	258,308	258,028	△279

※1．営業貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

※2．1年内償還予定の社債を含んでおります。

※3．1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)営業貸付金

営業貸付金の時価については、貸付金の種類及び期間区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。貸倒懸念債権については、時価は貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1)支払手形 (2)営業未払金 (3)短期借入金 (4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)預り保証金

預り保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを償還までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(6)社債 (7)長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

また、変動金利による長期借入金の一部は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元金利の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

固定金利によるものは、元金金の合計額を当該社債及び借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区 分	2018年9月30日
投資事業有限責任組合出資金	72
非 上 場 株 式	550
社 債	790

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、
「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,046円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 570円17銭 |

7. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ホーク・ワン

事業の内容 建設工事施工・リフォーム工事施工、不動産の売買ならびに仲介等

② 企業結合を行った主な理由

戸建分譲に関する首都圏における事業拡大を加速するため。

③ 企業結合日

2018年7月31日（株式取得日）

2018年9月30日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

企業結合日に取得した議決権比率 42.0%（17.9%）

※株式取得の基本契約書で株主総会における当社の議決権行使に同意している者の持分比率を（ ）外数で記載しております。

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式の42.0%を取得するとともに、同意している者の所有割合が17.9%となるためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	19,772百万円
-------	----	-----------

取得原価		19,772百万円
------	--	-----------

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

2,304百万円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	57,743百万円
固定資産	2,185百万円
資産合計	59,929百万円
流動負債	36,463百万円
固定負債	570百万円
負債合計	37,034百万円

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ホーク・ワン
事業の内容	建設工事施工・リフォーム工事施工、不動産の売買ならびに仲介等

② 企業結合日

2018年8月7日（株式取得日）

2018年9月30日（みなし取得日）

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑤ その取引の概要に関する事項

資本関係をより強固なものとするため、非支配株主が保有する株式を追加取得しております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	7,841百万円
取得原価		7,841百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

1,514百万円

8. 重要な後発事象に関する注記

共通支配下の取引等

当社は、2018年7月31日開催の取締役会において、株式会社ホーク・ワンの発行済株式の一部を取得し、その後当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ホーク・ワンを株式交換完全子会社とする簡易株式交換を実施することを決議いたしました。2018年10月1日付で株式交換を実施し、株式会社ホーク・ワンを完全子会社といたしました。

(1)取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ホーク・ワン

事業の内容 建設工事施工・リフォーム工事施工、不動産の売買ならびに仲介等

② 企業結合日

2018年10月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を完全親会社、株式会社ホーク・ワンを完全子会社とする株式交換

④ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社と株式会社ホーク・ワンとの連携を一層深めることにより、相乗効果をさらに拡大するべく、株式30.3%を追加取得し、当社の完全子会社といたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理を行う予定です。

なお、追加で取得した株式30.3%のうち、17.9%については2018年7月31日の当事企業の株式取得と一体の取引として取扱い、支配獲得後に追加取得した持分に係るのれんについては、支配獲得時にのれんが計上されたのものとして算定いたします。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	普通株式（自己株式）	7,536百万円
-------	------------	----------

取得原価		7,536百万円
------	--	----------

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

244百万円

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ② その他有価証券
時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法を採用しております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 8～22年
車両運搬具 4～6年
工具、器具及び備品 2～20年 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 |
| ③ 長期前払費用 | 定額法を採用しております。 |
| ④ リース資産 | リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 繰延資産の処理方法

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 社債発行費 | 社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。 |
|-------|--------------------------------|

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

- | | |
|-----------|---|
| 外貨建金銭債権債務 | 決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
|-----------|---|

(5) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。 |

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① ヘッジ会計 原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- なお、控除対象外消費税等については、期間費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 691百万円

- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記されているものを除く)

短期金銭債権	947百万円
長期金銭債権	50百万円
短期金銭債務	68百万円

- (3) 保証債務

- ① 関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

(株)オープンハウス・ディベロップメント	120,054百万円
(株)OHリアルエステート・マネジメント	4,452百万円
(株)オープンハウス・アーキテクト	8,168百万円

- ② 関係会社の外国為替先物予約に対し、保証を行っております。

(株)アイビーネット	183百万円
	(US\$1,619,500.00)

- (4) 財務制限条項

当社は金融機関とシンジケートローン及びタームローン契約を締結しており、本契約には連結貸借対照表及び連結損益計算書等より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	2,909百万円
販売費及び一般管理費	55百万円
営業取引以外の取引高	15,450百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,235,080株
------	------------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	218百万円
-------	--------

営業未収入金	62百万円
--------	-------

未払社会保険料	30百万円
---------	-------

資産除去債務	35百万円
--------	-------

株式報酬費用	64百万円
--------	-------

その他	20百万円
-----	-------

繰延税金資産小計	433百万円
----------	--------

評価性引当金	△107百万円
--------	---------

繰延税金資産合計	325百万円
----------	--------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	6百万円
--------------	------

繰延税金負債合計	6百万円
----------	------

繰延税金資産の純額	318百万円
-----------	--------

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	㈱オープンハウス・ ディベロップメント	所有 直接 100.0	役 員 の 兼 任 不 動 産 売 買 の 仲 介 費 用 金 の 立 替 付 証 債 務 保 証 取 配 当 金 の 受 取	不動産売買 の 仲 介 等 (*1)	2,476	営 業 未 収 入 金	292
				事務管理業 務等の費用 立替 (*2)	2,699	立 替 金	503
				不動産賃借 料の立替 (*3)	436		
				出向者に係 る人件費等 の立替 (*4)	4,038		
				資金の回収	4,500	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	－
				利息の受取 (*6)	39	未 収 収 益	－
				債 務 保 証 (*5)	120,054	未 収 収 益	147
				保証料の受 取 (*5)	520		
				被債務保証 (*8)	56,345	未 払 費 用	67
				保証料の支 払 (*8)	205		
				配当金の受 取	6,000	－	－
	㈱アイビーネット	所有 直接 100.0	役 員 の 兼 任 資 金 の 貸 付	資金の貸付 (*6)	7,300	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	7,300
				資金の回収	300		
				利息の受取 (*6)	47	未 収 収 益	42
	㈱ Ｏ Ｈ リ ア ル エステート・マネジメント	所有 直接 100.0	役 員 の 兼 任 債 務 保 証	債 務 保 証 (*7)	4,452	未 収 収 益	7
				保証料の受 取 (*7)	54		
				配当金の受 取	9,000	－	－
	㈱オープンハウ ス・アーキテクト	所有 直接 100.0	役 員 の 兼 任 債 務 保 証 資 金 の 貸 付	資金の貸付 (*6)	2,900	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	－
				資金の回収	2,900		
				債 務 保 証 (*7)	8,168	未 収 収 益	10
				保証料の受 取 (*7)	16		
				被債務保証 (*8)	56,345	未 払 費 用	67
				保証料の支 払 (*8)	117		

(注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1. 不動産売買の仲介については、宅地建物取引業法に定める一般取引条件と同様に行っております。また、販売不動産に係るその他の取引については㈱オープンハウス・ディベロップメントと交渉の上締結した販売に関する契約書の定めに基づいて決定しております。
- *2. 発生費用のうち㈱オープンハウス・ディベロップメントに帰属する事務管理業務費用、採用教育費等の金額について立替金へ振り替えているものであります。
- *3. 不動産賃借料のうち㈱オープンハウス・ディベロップメントに帰属する金額について立替金へ振り替えているものであります。
- *4. 出向者に係る人件費等の立替は、実際発生額を精算したものであります。
- *5. ㈱オープンハウス・ディベロップメントの銀行借入に債務保証を行ったものであり、年率0.5%の保証料を受領しております。
- *6. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、利率を1.125%～1.6%に設定しております。
- *7. 銀行借入に債務保証を行ったものであり、年率0.5%の保証料を受領しております。
- *8. 銀行借入に債務保証を受けたものであり、年率0.5%の保証料を支払っております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	467円49銭
1株当たり当期純利益	272円64銭

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2018年7月31日開催の取締役会において、株式会社ホーク・ワンの発行済株式の一部を取得し、その後当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ホーク・ワンを株式交換完全子会社とする簡易株式交換を実施することを決議いたしました。2018年10月1日付で株式交換を実施し、株式会社ホーク・ワンを完全子会社といたしました。

詳細は「連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。